

会 務 月 報

第 495 号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第7回総務・財務委員会議事概要

日 時 令和6年5月20日（月） 13:00～15:30

場 所 日事連会議室

出席者 委 員 長 樋上雅博

委 員 馬場雄司、本間裕之、鈴木保二、中谷芳一、福山雅也、西 洋一

副 会 長 白 井 勇

特別出席 児玉耕二（会長）

特別出席 横山 守（建築士事務所企業年金基金 常務理事）

事 務 局 居谷、前田、三浦、伊東、松谷、中村

（1）建築士事務所企業年金基金の報告及び加入促進について

建築士事務所企業年金基金横山常務理事より、役員体制、資産状況、加入拡大に向けた施策等について説明がなされ、初めて作成した制度説明動画を確認した。

協議の結果、日事連会長・基金理事長連名で単位会に動画のリンクを付した依頼メールを送り、加入促進を図ることとした。

（2）令和5年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について

事務局より、資料5-1及び5-2によって、令和5年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について次のとおり説明がなされた。

令和5年度の採択事業数は54件、支援金内示額は1,388万円であったが、実施完了した事業は47件（うち収入が支出を上回った事業が2件）、未実施は7件であった。2単位会分の実施報告書及び決算書が未確定なので、支援金額合計は暫定971万6,000円としている。

単位会に対する会員増強奨励金は、単位会への新規入会1正会員につき1万円及び増加率・数の上位5単位会程度に奨励金10万円を支給することとしているが、429構成員で429万円、純増上位5単位会に各10万円で、合計479万円としたい。

委員等より以下の発言があった。

- ・支援金内示額は継続事業の支援金申請額を2年目75%、3年目50%、また旅費は20万円以内に調整した。2単位会分が未確定になっているが、今回の支援金総額は971万6,000円以内となる。
- ・この内容で問題ない。
- ・いくつか未実施があるが、なぜできなかったのか報告はあるのか。特別な理由があるのか。
→理由は不明である。
- ・内容は問題ない。来年度の支援事業では、継続事業4年目の場合の引き下げ率はどの程度になるか。

→4年目については申請を遠慮してもらう方向にしたい。

- ・実施内容が交通費に偏っているものがあるため、まずは事務局で精査してから支援金額決定案を作成している。
- ・会員増強奨励金については、より努力されている上位5会に絞った。石川会が純増13構成員と大健闘である。

協議の結果、報告書未提出2単位会分の支援金を確定の上、常任理事会に提案することとした。

(3) 令和6年度単位会組織強化支援事業の審査について

事務局より、資料6-1、6-2及び6-3によって、令和6年度単位会組織強化支援事業について、次のとおり説明がなされた。

申請数は29単位会・59事業である。今回は各委員が個別審査判定で記入された承認数も考慮して採択事業を決定したい。

委員長より以下の発言がなされた。

- ・令和5年度と同様に、支援金内示額は継続事業の支援金申請額を2年目75%、3年目50%、旅費は20万円以内に調整したい。
- ・継続事業のうち、報告書を見ると評価できるか不明な事業もある。一体どんな成果が出ているか、内容次第で見直しが必要である。昨年は採択ラインを評価点平均10点とした。今年度も評価点平均10点を採択ラインとするのが適当と思うが、10点をわずかに下回る福岡会の事業については却下数がたった1つであり、却下数順でみると低い位置にない。その点を加味して、次点の福岡会の事業も採択するというのはどうか。
- ・申請事業の半数近くが継続事業であり、新規事業企画立案の困難さがうかがえる。本来総務・財務委員会が求めている水準の社会貢献性に達する事業は少ない。

委員等より以下の発言があった。

- ・評価点10点で福岡会も含めるという委員長案に賛成
- ・委員長案に賛成。所属単位会も今回申請した事業は継続事業であり、新しい事業の企画は大変難しいと思う。
- ・委員長案に賛成。今年もモデル事業を紹介する等、各単位会に展開するために何か実施するのか。
→今年も昨年同様に全国会長会議等で事例紹介したい。他に発表ツールがあればとも考えている。何かまとめて各単位会に展開できるものにしたい。これは次期総務・財務委員会のテーマにしてほしい。
- ・三重会の事業は他県への普及が目的なので、事例発表をしてもらうのはどうか。
- ・良いと思う。
- ・審査時には新規事業を後押ししようと評価した。採択については委員長案に賛成。
- ・委員長案に賛成。今回も新規事業が少ない。これまでの申請事業を見てきたら、ある程度単位会が主な事業として取り組んでいるものが見えてきた。
- ・今回も所属単位会からは継続事業しか申請できなかった。今後の支援事業では他の単位会にまたがった事業の申請ができればと思う。

樋上委員長より以下の発言がなされた。

採択ラインを10点とし、却下数を加味して福岡会を採択に含めることにする。また、支援事業は、積立預金1億円を5年に渡り2,000万円ずつ取り崩す予定としており、正副会長会では、日事連の財政難の中でこの事業を続けるのはどうかという意見もある。その一方で、各単位会が真摯に事業を実施している実感もあるため、7年度の予算にも支援事業を入れる姿勢を続けたいがいかかが。

委員等より以下の発言があった。

- ・所属単位会も財政難で会費の引上げを実施した結果、ある支部以外は退会が増加していった。7年度も組織強化支援事業を継続するのであれば所属単位会も申請し、少しでも単位会にとってのプラスに繋がればと思う。
- ・7年度も支援事業最終年として、当初からの予定通り継続することに賛成。「何か新しいことを始めるなら支援する」という方針は良いと思う。
- ・7年度も支援事業を実施することは問題ないと思うし、ぜひとも継続してほしい。所属単位会では6年度の申請はできなかったが、コロナも大分落ち着き、そろそろ何か新しい活動をとっていた。
- ・是非とも7年度も支援事業を継続してほしい。所属単位会も財政的に大変切迫している。青年部会主導の講習会を実施等、収入に繋がる新しい方策を検討している。
- ・7年度の継続に賛成。ただし、8年度以降の支援がなくなったときの単位会への影響を真剣に考えた方がよい。支援事業は何か新しいことができるきっかけになる。単位会単独では難しいなら、複数単位会での共同事業やブロックの事業など、範囲を拡大するのはどうか。
- ・良いと思う。是非とも7年度も支援事業を継続してほしい。
- ・基本的に全員7年度も継続ということで一致した。申請1～2年目のみに圧縮して、単位会をまたいだり、ブロックで申請できるようにするなど、次の方向性を検討しないといけない。
- ・正副会長会等で、赤字予算を組む一方で、こういう支出をしていいのかという意見があった。
毎年2,000万円の予算立てをしているが、実際には数百万円の未執行分がある。単位会やブロックでの共同事業の申請ができれば、全国展開ができるようになるかもしれない。
- ・7年度はブロック単位の事業の申請も受け付けることとし、繰り返しの事業については2年目75%、3年目50%、4年目は遠慮いただき、その分をブロックに振り分けられればと思う。ブロックでの取り組みへの支援は意義がある。
- ・ブロック助成金とは別枠でブロックの事業に支援するという事か。
→あくまでも、支援事業は「事業に対して予算付けをする」という趣旨であるため、7年度はブロックの事業にも支援するというのは意義があると思う。
- ・7年度までは5年計画の中での継続でよいという意見が出ており、その方向性で良いと思う。その一方で、最終年度だけガラッと内容を変えてしまうのは難しいだろう。ブロックの事業に対する支援等については、7年度の結果を見ながら、8年度以降の委員会等に委ねるのが良いと思う。
- ・当委員会の意向としては、当初予定通り7年度も実施する。単位会組織強化支援事業の趣旨を考えると、単位会への事業支援が大筋であるため、8年度以降の継続及びどのような形で続けていくのかは、次の委員会に委ねることとする。7年度の申請条件はこれまでと同様とするが、4年目は遠慮してもらうこととする。

協議の結果、採択ラインを10点とし、却下数を加味して福岡会を採択に含め常任理事会に提案することとした。

(4) 第72回定時総会議案等について

① 令和5年度事業報告について

事務局より資料2-1により、令和5年度事業報告について次のとおり説明がなされた。

総務・財務に関する主な事項は次のとおり。

- ・建築士事務所登録手数料等の見直しについて都道府県に要望・交渉することを、全国会長会議で決議し、各单位会から都道府県に対し要望活動を行った。
- ・令和4年度に単位会組織強化支援事業を完了した58件（32単位会）を対象に、合計1,145.7万円の支援金を支給した。また、令和5年度の同事業は、64件（35単位会）の申請に対し、54件（34単位会）を採択した。
- ・会員増強奨励金は、令和4年度に新規入会のあった単位会に1事務所あたり1万円、計388万円、更に、会員数が3年度より増加した13単位会に10万円ずつ計130万円を支給した。

樋上委員長より次の発言がなされた。

- ・事業報告のとおり会員サービス検討WGで議論してきたが、令和5年度から「業務災害補償制度」及び「中央会バリュー倶楽部」を新たに導入した。各单位会より周知してほしい。会員のメリットになる上に、各单位会への手数料還元や日事連の収益にもつながる可能性がある。

② 令和5年度決算報告について

事務局より資料2-2及び2-2参考により、令和5年度決算報告について次のとおり説明がなされた。

- ・一般会計の事業活動収入は3億4,650万円余りで、予算に対し約1,677万円減であった。
既存住宅状況調査技術者講習が3年タームの受講者の多い年度にもかかわらず、受講者数が伸び悩んだこと等によるものである。また、BIMに関する補助金収入が計上されている。
- ・一般会計の事業費支出は2億7,542万円余りで、予算に対し約2,257万円の減となった。
講演講習会費支出が講演講習会収入の減少幅に比べて余り減っていないが、これは既存住宅状況調査技術者講習で3年分のテキスト及びDVDを作成したためである。調査研究費支出には国庫等補助事業に関する支出や、BIMマロニエコンペ、建築賞審査関係費等が計上されている。単位会組織強化支援金支出には、単位会組織強化支援事業及び会員増強奨励金の4年度実施分等を5年6月に支給したものを計上している。
- ・適合証明業務登録機関特別会計は、講習が3年タームの受講者の多い年度であったが、想定よりも受講者が少なかった。

委員等より以下の発言があった。

- ・決算において一般会計の事業活動収支差額は、赤字予算から辛うじてプラスとなった。適合証明特別会計はいわゆる表年ではあったが受講者減により収入が伸び悩んだ。今後裏年になると、ますます厳しくなるだろう。
- ・補助金収入の内容は何か。また、調査研究費支出の額が突出しているが、具体的な内訳が書かれていないため、科目明細書に項目ごとに記載した方がよい。また、収支が黒字となったが、積立預金の取り崩しを行っているので、プラスになっている訳ではない。

③ 役員選任について

事務局より資料2-3により、役員選任について次のとおり説明がなされた。

令和6・7年度の役員候補者は、同一業界内理事、同一業界外理事及び会長推薦理事（理事35名）及び監事2名である。

協議の結果、収支計算書に補助金収入の内容の記載及び調査研究費支出の科目明細を追加し、常任理事会に提案することとした。

(5) 6月25日（定時総会他）の会議のスケジュール及び運営について

事務局より、資料3によって、6月25日の会議のスケジュール及び運営について、銀座東武ホテルで開催し、全国会長会議、定時総会、臨時理事会、新役員報告、日事政研通常総会及び懇親会を実施する旨説明がなされた。

委員等より以下の発言があった。

- ・全国会長会議の議題に事務所登録電子化対応WGの報告も加えたい。また、会員サービス検討WGでの議論を経て導入した制度の周知が十分できていないため、その説明の時間も確保してほしい。
- ・業務開発専門委員会の報告もしたい。

協議の結果、全国会長会議の報告事項の項目を追加して常任理事会に提案することとした。

(6) 令和6年度収支予算の変更について

事務局より、資料4によって、令和6年度収支予算の変更について次のとおり説明がなされた。

令和6年度収支予算について、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの紛争処理委員増員のための講習会の委託が決定したため、関係する収入及び支出科目の予算額を変更したい。なお、委託金は460万円である。

樋上委員長より以下の発言があった。

- ・補助金収入が5年度に対して6年度は大幅に縮小されている。これが赤字要因の一つではないか。今後も補助事業が増える可能性はあるか。

→国交省に省エネ関係で補助金の打診をしているが、BIM関係は難しい。補助金は基本的に収支相償が原則なので、補助金が増えれば赤字が回復するわけではない。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 年次功労者表彰の受賞者について

事務局より、資料8によって、年次功労者表彰の受賞者について次のとおり説明がなされた。

令和6年度年次功労者として、表彰規程に該当する単位会推薦34名を表彰したい。表彰は10月11日開催の第46回建築士事務所全国大会(福井大会)式典において実施する予定である。

協議の結果、原案のとおり了承した。

(8) 令和8年度 第48回建築士事務所全国大会の主管会について

事務局より、資料9によって、令和8年度第48回建築士事務所全国大会の主管会について、近畿ブロック協議会より京都会の推薦があったとの説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(9) 各WGの検討状況について(会員サービス検討、事務所登録電子化対応)

①会員サービス検討状況等について

白井副会長より、資料10-1によって、会員サービス検討状況等について次のとおり説明がなされた。

今回各単位会に意向調査を実施し、現在集計を行っている。全国会長会議でも報告するが、東京・大阪会が先行してマネジメント支援センターを立ち上げており、各単位会の参考になればと思う。詳しくは報告書を確認の上、今後会員増強のツールに利用してもらえればと思う。

②事務所登録電子化対応WG等の検討経過について

事務局より、資料10-2によって、事務所登録電子化対応WG等の検討経過について次のとおり説明がなされた。

令和6年3月に「『建築士事務所登録手数料の考え方』に関する研究会」が設置され、現在、都道府県のブロック代表者及び国土交通省を委員とし、建築士事務所登録手数料の考え方をまとめる方向で検討している。ブロック委員より研究会のあり方そのものに対する異議が出る等、なかなか思うように進まないところがある。5月21日に2回目の研究会を実施し、その後、各単位会に各県から処理時間や経費に関するアンケートの依頼を実施し、標準の見込み額及び事務所登録手数料のあり方をまとめていく予定。6月下旬から7月頃までにまとめていきたいが、こちらの思うようなスケジュールで進んでいけるかは何とも言えない。各単位会には業務多忙の中で恐縮だが、ぜひ協力をお願いしたい。

樋上委員長より、各単位会の要望を基に立ち上がった研究会で、国土交通省主導のもと動き始めた。1回目は都道府県の担当者より厳しい意見が出たが、何とか軌道修正して2回目を迎える。上手く進んでいくように全面協力したいとの発言がなされた。

(10) 令和7年度建築士事務所賠償責任保険の制度改定に向けて

事務局より、資料11によって、令和7年度の建築士事務所賠償責任保険の制度改定について次のとおり説明がなされた。

建賠担当ではJIAの保険制度と比較しながら、制度の拡大を図ろうとしている。建賠に加入されている委員は、見直し案を確認の上、意見等があれば事務局に問い合わせしてほしい。改定内容は夏以降に確定する予定である。

委員等より以下の発言があった。

- ・今後の見直し案を精査し、秋口にかけて日事連サービスから情報提供が行われる。令和8年度より「滅失破損」要件が撤廃される予定であるが、他団体では採用されていない新しいメニューであるため、もう少し検討を重ねてからの周知となる。
- ・このような有益な情報は各単位会にスムーズに展開してほしい。

(11) 日事連の財政検討についての基本的な考えについて

樋上委員長より、資料7によって、財政検討に関する次期委員会への申し送り事項について説明がなされた。

(1) 収入の増加

新規収益事業の企画・検討、賛助会員の増強、会員サービスの拡充として協会主催講習会のアーカイブ視聴機会の提供等の実施を検討。

(2) 支出の削減の見直し

① 委員会等の旅費交通費の削減

各委員会等では対面開催を3回に1回と限定し、Webの活用を進めたため、旅費削減に繋がった。来年度以降も原則的に対面は全体の3分の1と限定し、Webの活用を推進していきたい。

② ブロック助成金のあり方

九州・沖縄ブロックから、これまで通りブロック助成金を継続してほしいとの要望があった。各ブロックによって助成金の使途が異なるが、いかに有効活用していくかブロック内でよく協議してほしい。

③ 全国大会のあり方

日事連負担金を減額したばかりなので、大会の内容の見直しによる削減の検討が必要である。福井大会では、総事業費3,000万円を超えているが、日事連負担金は1,200万円単位会としては全国大会開催が厳しい額と言える。内容や質を合理的な考えで進めていくことが必要。

④ 全国的な広報活動の実施

建築士事務所キャンペーン事業の助成を取り止めたこともあり、全国的な広報活動を検討したい。

⑤ 会誌Web化等について

現在会誌は毎月発行しているが、年4回の季刊発行とすることで会誌発行費の縮減につながる。

⑥ 単位会組織強化支援事業の実施

先ほど協議し7年度も継続する方針とした。

協議の結果、財政検討については、次期総務・財務委員会で検討し、財政健全化に向けて取り組んでいくこととした。

配布資料

資料1：令和6年度 建築士事務所企業年金基金について

資料2-1：第72回定時総会 報告事項（案）

資料2-2：令和5年度決算書

資料2-3：役員選任の件

資料3：第72回定時総会及び第141回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び運営について

資料4：令和6年度収支予算の変更について

資料5-1～5-2：令和5年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について

資料6-1～6-3：令和6年度単位会組織強化支援事業の審査について

資料7：財政検討について

資料8：年次功労者表彰の受賞者について

資料9：令和8年度 第48回建築士事務所全国大会の主管会について

資料10-1～10-2：各WGの検討状況について（会員サービス検討、事務所登録電子化対応）

資料11：令和7年度建築士事務所賠償責任保険の制度改定に向けて

■第6回広報・渉外委員会議事概要

日 時 令和6年5月10日（金）14：45～16：43

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 石井繁紀

委 員 大宮利一郎、田端友康、佐藤和仁、岡野政治、石原節夫、前原博

担当副会長 井手添誠

事務局 前田、三浦、井上

<配付資料>

資料1：令和5年度広報・渉外事業報告（案）

資料2-1：令和6年度共同要望運動項目について

資料2-2：令和6年度要望書本体（案・A3中折）

資料2-3：令和6年度説明用資料（案）

資料2-4：令和6年度都道府県知事宛て開設者研修会要望書（案）

資料2-5：令和6年度都道府県知事宛て説明用資料（案）

資料2-参考：鳥取県倉吉市耐震補助金チラシ

資料3：会誌年間台割帳

資料3－参考：単位会会誌発行状況一覧

資料4：パンフレットについて

資料4－参考1：入会促進チラシ案

資料4－参考2：イラストのテイスト

資料5：日事連建築賞について

資料5－参考：他団体の主たる建築賞について

追加資料：「建築をつくるために」パンフレット（案）

議 事

1. 令和5年度広報・渉外事業報告について

事務局から、令和6年度広報・渉外事業報告（案）について説明がなされ、原案のとおり了承された〔資料1〕。

2. 令和6年度共同要望運動項目について

事務局から、事前にメールで確認依頼をした令和6年度共同要望項目（案）について説明がなされ、協議した〔資料2－1、2－2、2－3、2－4、2－5、2－参考〕。

1) 要望項目5について

<意見>

・「2000年基準」の表現がちょうど“2000年”であることからかえって紛らわしくわかりにくい気がする。例えば“1981年から2000年の新耐震基準”という言い方もあるのではないか。

>下に※で注釈をつけているのでこのままでよいのではないか。

・要望本体の注釈で“建築確認を得た木造住宅”と表現しているが、説明文では“確認済証を取り、建築された木造住宅”となっている部分は“建築確認を得た”で統一させた方がよいのではないか。

協議の結果、“グレーゾーン”という表現は浸透されていないため、行政担当者等にもわかりやすくするよう“グレーゾーン”の表現はしないこととし、説明文の表現は“建築確認を得た”で統一させることとした。

2) 要望項目2について

他の要望項目では士法等の条・枝番号等根拠が記載されているが本項目では記載がなかったため、“公共工事品確法第7条第1項第4号の規定に基づき”と、根拠を示すことにした。

3) 要望項目3について

法改正から年数が経過したため、“定められた”を“定められている”に修正することとした。

4) 都道府県知事宛て要望書について

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」と異なる名称で開催している単位会は3会のみで2会は知事指定講習であり添付資料とされていることが確認された。そのため、“一部の建築士事務所協会で研修名が異なる”ことを但し書きすることとし、「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」名称を表記することとした。また、知事指定講習とされていない場合は知事指定講習とする要望も追加することとした。その他、委員よりメールで提案されていた意見2か所（①添付資料のひとつとして活用→添付資料として活用、②消費者である（都道府県）民の利益保護→消費者（建築主）の利益保護）も修正することとした。

5) 提供する資料について

昨年同様のデータ資料は収集し、要望書配付時に単位会に提供することとしているが、以下は追加に向け事務局で確認・手配することとした。

- ・「2000年基準」以前の建物の耐震助成金を出している地方自治体の情報について
東京都と鳥取県が実施していることはわかっているが、単位会に情報提供してもらうことを依頼する。
- ・管理研修会の都道府県毎の状況一覧等
事務局内で確認する。

3. 会誌の発行について

事務局より直近の会誌の発行状況について説明がなされた〔資料3〕。

単位会へのアンケート結果として、会誌の発行は年1回発行が21会と多いこと、また、冊子を発行している単位会が29会と多いこと等が報告された〔資料3－参考〕。多くの構成員がいる東京会でも会誌の電子化が検討されているようなので、今後変わっていくことも予想される。

4. パンフレットについて

前回の委員会にてパンフレットに関し、「入会促進パンフレット・チラシ」と「一般消費者向けの建築士事務所の仕事に関するパンフレット（住宅以外の一般建築物含む）」の2種類を検討することとなり、事務局より案について説明がなされ、協議した〔資料4、4－参考1、4－参考2〕。

1) 入会促進パンフレット・チラシ

日事連サービスの許可を得られれば、日事連サービスが作成した入会促進チラシを表面に、裏面を単位会で手軽に作成し利用してもらうパワーポイントツールを単位会に提供・提案することとした。

その他、入会のメリットとして日事連建築賞の紹介や、会誌にて他の単位会の入会促進に繋がる参考事業を見ることがある。それらを入会促進のツールなどに検討できるのではないかという意見も出された。

2) 一般消費者向けの建築士事務所の仕事に関するパンフレット（住宅以外の一般建築物含む）

文量やイメージを掴むため、石井委員長が素案データから仮作成したパンフレット案を基に協議した〔追加資料〕。

＜意見・質問等＞

- ・通常このパンフレットはどこで利用しているか。また今後どこを想定するのか。
＞今までは単位会で実施する消費者向けのイベントでの配布や、協会事務局、行政等で設置等をしていたのではないかと。
- ＞建築士事務所としてあまり使用することはない。
- ＞一般消費者に向けて、建築士事務所に建物を頼むとはどういうことかを周知する必要がある。
- ＞中学生等に職業セミナーなどを実施するときに、設計業務の流れがつかめるものがあるとよいのではないか。
- ・印刷の場合、修正がでると使用できなくなるので、ホームページに掲載することを想定してはどうか。
- ・業務報酬がわかるようなものがあると建築主に説明する時に使いやすい。告示98号の時には良いツールがあり、使いやすかった記憶がある。（国土交通省のパンフレットではなく、出所が不明）
- ・建築物を依頼する時、建築士事務所に依頼、工務店に依頼等、いくつかのパターンの紹介が最初にあるとよい。

＞「安心して家を建てるには」には最初に掲載したが、本会の会員は兼業、ハウスメーカーもいるので、メリット・デメリットは謳にくい。

- ・住宅関連の建物のイメージを強く感じるので、一般建築物にも対応した方がよい。

協議の結果、まずは印刷をせずホームページに掲載することとする。イラストを多くし、イラストのテイストは追加資料の3p掲載のものとし、住宅よりも一般建築物をメインに、見積依頼することにした。また、内容については、委員会の後メールで委員に修正すべき箇所等の意見を聞き、反映させたもので作成を進めることとした。

5. 日事連建築賞について

事務局から、継続協議としている“今後の日事連建築賞の在り方”について説明がなされ、協議した〔資料5、5－参考〕。他団体で景観関連の賞はあるが他はあまり参考にならず、賞の創設に関して日事連建築賞選考委員から意見がなければ本委員会で結論を出すのは難しいという意見でまとまり、井手添担当副会長と石井委員長から会長に相談することとした。

6. その他

事務局から、今期は本日が最後の委員会となるが、共同要望文章及びパンフレットの確認等、次期委員会が開催されるまでの間引き続き協力していただきたい旨依頼がなされた。

■第6回指導運営委員会 議事概要

日 時 令和6年5月15日（水）13：55～15：40

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 矢野敏明

委 員 佐藤友一、奥村一利、立道浩幸、辻裕樹、田中健一、有馬一郎

担当副会長 原行雄

事務局 居谷、前田、千浜、安藤、吉田

＜提出資料＞

資料1 令和5年度 指導運営に関する事業報告（案）

資料2 令和5年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

資料3 紛争処理委員増員のための講習会の実施について

資料4 建築士事務所のトラブル予防原稿

＜議 事＞

1. 令和5年度 指導運営に関する事業報告について

令和5年度指導運営に関する事業報告案について、事務局より説明がなされた。（資料1）

各委員において案の内容を確認し、これを了承した。

2. 令和5年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

令和5年度下半期に苦情の解決業務が終了した案件で、単位会より提出された個別レポートについて事務局より説明がなされた。（資料2）

協議の結果、提出された5件全てを助成の対象にすることとした。会誌の掲載候補については、事務局から個別レポート提出単位会に会誌への掲載可否を確認し、単位会から掲載の承諾が得られたものを掲載候補にすることとした。

個別レポートの精査・修正を担当する委員を以下の通り割り振り、7月12日（金）までに事務局へ返送してもらうこととした。

〔事例〕

〔担当委員〕

東京会（2件）・・・・・・・・・・ 有馬委員

神奈川会（3件）・・・・・・・・・・ 奥村委員（010）、立道委員（008）、辻委員（009）

○意見等

- ・今後、相談業務の際に、重要事項説明を含む契約プロセスについてももう少し掘り下げて確認した方が、別の視点から相談者にアドバイスできるのではないかと。契約が適切に行われていないことが苦情の原因になっているケースが大半であると考えられる。

→個別レポートの上段に、重要事項説明の有無の項目を追加すれば確認できるのではないかと。

◇東京会（001）

- ・契約書に工事監理業務が明記されていないことから、工事監理者が決まっていなかったと思われる。建築基準法では建築主に対して工事監理者を定めることが義務付けられており、工事監理者を定めなければ建築工事を行うことができない。「苦情の原因」に『契約内容を理解せずに契約書を締結してしまった』とあるが、これは重要事項説明が十分に行われていなかったと考えられる。重要事項説明の際に、工事監理は別契約であることを建築主にきちんと説明していれば、本トラブルは防げたのではないかと。
- ・「再発防止の考察」に、『費用の支払いを行う時は、きちんと契約通りの業務内容が完了しているかを確認することが大事である』との記載があるが、建築主としては工事監理までやってもらえと思い込んでいるため、設計者がきちんと契約内容について説明する必要がある。この考察は一般の建築主にとっては対応が難しい内容であると思われるため、『設計者が建築主に対して契約内容を十分説明する必要がある』などの内容に置き換えた方がよいのではないかと。
- ・設計者とは別に工事監理者を置くことはあるが、その説明が建築主に対して不足していたため、トラブルに発展したと思われる。

◇神奈川会（008）

- ・工事請負が前提となった工事監理契約がなされていない限り、「工事請負契約ができなければ、工事監理はできない」とは言えない。
- ・本件は施工会社独自の契約書を使用して契約していると思われるが、四会連合協定の約款では、契約解除後も設計図書は発注者が利用できるものとしているため、その設計図書を利用して、別の施工会社と工事監理を含めて契約することができるようになっている。どのような契約内容になっているかを相談時に確認すれば、違った角度から相談者へアドバイスできるのではないかと。
- ・新たに設計監理を依頼する場合の費用をどうするのか、個別レポートを精査する際、担当委員に内容を詰めてもらう必要があるのではないかと。
- ・「再発防止の考察」で、『確認申請を取り下げ、新たに設計監理および施工を依頼した方が良い』とあるが、この考察は意味が無いように思う。図面がしっかりしていないことに対する「再発防止の考察」を記載した方がよいのではないかと。

→個別レポートは、他の単位会の相談員に類似の相談があった際の参考としてもらうために、事例集としてとりまとめて単位会へ提供している。新たに設計・監理を依頼する場合、建築主にとっては再度費用がか

かることになるため、これを相談者にアドバイスしても納得が得られないと思われるため、「再発防止の考察」には何か別の考察を書いた方がよいのではないか。

→業者を変えると言うことは簡単だが、特に設計事務所等に費用を支払っている場合、業者を変えることは容易ではないと思われる。

◇神奈川会（009）

- ・設計に必要な地盤調査を含めて契約したと思われるが、その場合、敷地の高低差が違った場合には、設計者の責任となる。本来、地盤調査は別会社で行うことが一般的であるため、地盤調査を別で発注していれば本トラブルを防げたのではないかと。
- ・敷地の高低差を考慮せずに設計した場合、そもそも設計の瑕疵に該当するのではないかと
- ・新たに設計監理を依頼する場合の費用をどうするのか、個別レポートを精査する際、担当委員に詰めてもらい、「苦情解決業務の概要」に追記してもらった方がよいのではないかと。

3. 紛争処理委員増員のための講習会の実施について

事務局より、紛争処理委員増員のための講習会の実施について、説明がなされた。（資料3）

- ・本講習は、（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下、紛争処理支援センター）の補助で実施するため、受講料は無料とする。
- ・実施方法は、会場のみ、または会場とオンライン併用を実施単位会にて選択することになるが、紛争処理支援センターから受講者アンケートの100%回収が求められているため、オンライン受講者のアンケートの回収が課題になってくる。
- ・改訂後の「トラブル予防」テキストの講習内容がプログラム④に該当する。テキストの執筆者に毎回会場に向いて講師を務めてもらうことはスケジュール的に難しいと思われるため、動画講習としたい。今回執筆を依頼した委員4名に動画出演を依頼したい。本動画は来年度以降の講習会でも引き続き使用する。
- ・1日講習ではなく半日講習（休憩や質疑応答を含めて3時間程度）とした方が受講者にとって参加しやすい。紛争処理委員増員のための講習会が2時間程度あるため、動画講習は1時間程度を考えている。1人15分程度の出演時間で、4名で1時間程度の講習動画としたい。

○質問

- ・資料は実施単位会で作成すると考えればよいのか。

→建築士および弁護士の紛争処理委員の講習パートは、実施単位会で資料を作成し、印刷も実施単位会で行う。その他は紛争処理支援センターおよび日事連で作成、日事連で印刷し、実施単位会へ提供する。

4. 建築士事務所のトラブル予防の改訂について

各執筆者より、原稿の概要について説明がなされた。（資料4）

◇第1章（執筆者：矢野委員長）

- ・所員向けに易しい言葉で書くことを意識した。
- ・前半は法律関係について、後半ではトラブルを回避するためにはどのように業務を進めていくべきかを記述した。特に一品生産の住宅は、発注者も設計者も多種多様であるため、口頭でのコミュニケーションはトラブルの元になることを伝えたかった。

◇第2章（執筆者：秋野弁護士）※事務局より説明

- ・2月にメールで原稿を送付し、その際、特段意見は挙がってこなかったため、2月の原稿のままとなっている。

- ・「初期対応のポイント」では、所員向けを意識して、伝聞の重要性について記述している。
- ・「各種紛争解決手段」は、現テキストとほぼ同じ内容となっている。
- ・「紛争解決に要する期間」は、現テキストに掲載している内容を短くまとめて、所員向けに易しい言葉で書いてもらっている。
- ・「既存建築物におけるトラブル回避のポイント」は、今回新たに書き起こしてもらった内容で、紛争処理支援センターの相談対象が、以前は新築住宅のみであったのが、既存住宅やリフォームまで拡大されたため、それを意識して追加している。

◇第3章

(苦情の解決業務の概要、苦情相談業務の推移／執筆者：佐藤委員)

- ・「建築士法第27条の5」を知っている会員が少ないと感じたため、ここで詳しく説明している。
- ・「苦情相談業務の推移」は、事例集の参考資料を基に記述している。今回、発行から10年以上経過し改訂することとなったが、次にいつ改訂できるかわからないため、特定の年度の傾向等を詳細に解説した場合、時代とともに合わなくなる可能性があると考えられるため、細かい数字の分析は控えることとした。
- ・文体は「である調」と「ですます調」で悩んだが、以前「ですます調」のテキストを読んだ際に受け入れやすかったため、「ですます調」で記述した。

(苦情の実像とトラブル回避のポイント／執筆者：田中委員)

- ・令和元年～令和4年の間に提出された45件の個別レポートを基に共通項を見出すべく分析したが、苦情相談を行った案件の全てが単位会から個別レポートとして提出される訳ではないため、苦情の受付件数自体はもっと多く、説得力に欠ける。そのため、今後どのようにまとめていくかが課題である。
- ・大都市圏に苦情が多いのはどうしてかを、人間関係の距離感やストレス、幸福度等から紐解いていった。

◇第4章(執筆者：日事連サービス) ※事務局より説明

- ・冒頭で、建賠保険への加入促進、他団体の保険や、構造・設備等専門分野向けの保険について記述している。
- ・日事連の建賠保険の説明は、所員向けを意識して詳細は記述せず、補償の対象や対象外の事故、オプションサービスの概要について紹介している。
- ・事故事例は所員でもうっかりやっしまいそうな事例を3件ピックアップしてもらった

◇第5章(執筆者：原副会長)

- ・処分件数の数字は、国土交通省建築指導課から情報提供してもらった。
- ・建築士の処分、事務所の処分について、処分事例を交えて解説している。

○意見等

- ・第1章の「④建築主への説明」で、工事監理者についても記述した方がよいのではないか。
- ・第1章に「図書の保存義務」の話も盛り込んだ方がよいのではないか。
- ・改訂後のテキストは、現テキストとは内容の方向性が異なるため、テキストの名称を変更した方がよいのではないか。
- ・会員事務所の普及率にもよるが、改訂後のテキストにBIMの話を盛り込んだ方がよいのか。BIMを活用している事務所からは、BIMを使うと発注者が完成建築物をイメージしやすく、発注者との意思疎通や合意形成をスムーズに行うことができ、手戻りが少ないと聞いている。

○協議結果

- ・文体は「ですます調」で統一する。

○その他

- ・文章の表記や表現方法については、原稿の段階ではバラバラだが、最終的に事務局で統一する。
- ・各章で重複しているところは事務局で精査する。

○今後のスケジュール

- ・原稿に対する意見および改訂後のテキストの名称案について、5月28日（火）締切で事務局へメールすることとした。
- ・挙げられた意見等は事務局でとりまとめのうえ各執筆者へフィードバックし、各執筆者は6月末までに修正後の原稿を事務局に送付する。

■主な行事予定

令和6年

6月25日 建築士事務所協会全国会長会議

定時総会

臨時理事会

日事政研総会

28日 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会 運営委員会WG

7月 3日 正副会長会

常任理事会

11日 事務局連絡会議

令和6年5月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間

令和6年5月1日～5月31日

2. 会 員 在 籍

正会員 47団体

構成員 14,198事務所

賛助会員 10社

単位会	構成員		建築士事務所登録			賠償責任保険			
	増	減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A／B)	増	減	加入数(C)	加入率(C／A)
北海道			944	4,105	23.0%	△	13	279	29.6%
青森			162	880	18.4%			45	27.8%
岩手	△	2	273	903	30.2%			81	29.7%
宮城	△	1	319	1,796	17.8%	△	3	87	27.3%
秋田			135	972	13.9%	△	3	46	34.1%
山形			212	1,064	19.9%			60	28.3%
福島	+	1	230	1,414	16.3%	△	1	70	30.4%
茨城			427	1,807	23.6%	△	3	147	34.4%
栃木			164	1,273	12.9%	△	2	77	47.0%
群馬			186	1,612	11.5%	△	1	89	47.8%
埼玉	△	2	433	4,410	9.8%	△	2	136	31.4%
千葉	+	1	335	3,200	10.5%	△	3	112	33.4%
東京	+	2	1,617	14,325	11.3%	△	16	624	38.6%
神奈川			743	5,719	13.0%	△	6	243	32.7%
新潟			296	2,139	13.8%	△	2	129	43.6%
長野			376	1,988	18.9%	△	1	103	27.4%
山梨			105	778	13.5%			13	12.4%
富山	+	1	294	1,110	26.5%	△	2	64	21.8%
石川			322	1,201	26.8%			69	21.4%
福井			196	906	21.6%	△	1	54	27.6%
岐阜			108	1,322	8.2%	△	4	34	31.5%
静岡			375	2,947	12.7%	△	4	122	32.5%
愛知	△	2	497	4,886	10.2%	△	2	142	28.6%
三重	+	1	180	1,149	15.7%	△	3	61	33.9%
滋賀			179	1,092	16.4%	△	1	42	23.5%
京都			357	2,079	17.2%	△	4	105	29.4%
大阪			794	6,201	12.8%	△	5	246	31.0%
兵庫	+	1	349	3,074	11.4%	△	2	97	27.8%
奈良			102	905	11.3%			25	24.5%
和歌山			104	714	14.6%	+	1	25	24.0%
鳥取			117	467	25.1%	△	1	53	45.3%
島根			117	611	19.1%			54	46.2%
岡山			371	1,389	26.7%	△	2	69	18.6%
広島			339	2,176	15.6%	△	2	151	44.5%
山口	+	1	109	965	11.3%			39	35.8%
徳島			106	708	15.0%			20	18.9%
香川			88	1,011	8.7%			21	23.9%
愛媛			196	1,148	17.1%	△	1	55	28.1%
高知	+	1	138	617	22.4%			37	26.8%
福岡			464	3,193	14.5%	△	6	180	38.8%
佐賀			175	508	34.4%	△	3	43	24.6%
長崎			227	761	29.8%	△	2	43	18.9%
熊本			226	1,367	16.5%	△	6	93	41.2%
大分			149	804	18.5%	△	2	47	31.5%
宮崎	+	1	108	1,010	10.7%	+	1	46	42.6%
鹿児島			274	965	28.4%	△	5	81	29.6%
沖縄			180	1,279	14.1%	△	2	66	36.7%
計	+	3	14,198	94,950	15.0%	△	114	4,525	31.9%

※建築士事務所登録数(B)は令和5年4月1日時点の数字である。